

第三条の二

戸籍の附票に記録されている国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）は、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の市町村長（以下「附票管理市町村長」という。）を経由して、機構に対し、自己に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請をすることができ、

2 前条第二項から第八項までの規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「住民基本台帳を」とあるのは、「戸籍の附票を」と、「住所市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民票」とあるのは「戸籍の附票」と、「第七号に掲げる事項（同号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下同じ。）（外国人住民（同法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）である申請者にあつては、同法第七号第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項）」とあるのは「第十七条第二号から第六号までに掲げる事項」と、同条第三項中「住所市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、同条第四項から第八項までの規定中「住所市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

3 戸籍の附票に記録されている国外転出者は、その者の利便及び迅速な個人番号カード用署名用電子証明書の提供に資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、第一項の規定にかかわらず、附票管理市町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長を経由して、機構に対し、同項の申請をすることができ、

4 第二項において読み替えて準用する前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「一に対し」とあるのは、「一に対し、附票管理市町村長以外の市町村長を経由して」と、同条第三項中「附票管理市町村長」とあるのは「附票管理市町村長以外の市町村長」と、「当該市町村」とあるのは「附票管理市町村長」と、「を」とあるのは「ののうち番号利用法第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「署名利用者確認の」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあ

るの「できる。この場合において、附票管理市町村長以外の市町村長は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

5 戸籍の附票に記録されている国外転出者は、第一項の規定にかかわらず、領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長その他総務省令・外務省令で定める者又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）及び附票管理市町村長を経由して、機構に対し、同項の申請をすることができ、

6 第二項において読み替えて準用する前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「一に対し」とあるのは、「一に対し、次条第五項に規定する領事官（次項において「領事官」という。）を経由して」と、同条第三項中「附票管理市町村長」とあるのは「領事官」と、「を」とあるのは「ののうち番号利用法第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「署名利用者確認の」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「当該措置の場合において、領事官は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

7 附票管理市町村長は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

8 附票管理市町村長は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

9 附票管理市町村長は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

10 附票管理市町村長は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

11 附票管理市町村長は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

12 附票管理市町村長は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

13 附票管理市町村長は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

14 附票管理市町村長は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

15 附票管理市町村長は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

16 附票管理市町村長は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

17 附票管理市町村長は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

18 附票管理市町村長は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

19 附票管理市町村長は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

第三条の三

住民基本台帳に記録されている中长期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第十九条の三に規定する中长期在留者をいう。以下同じ。）又は平和条約国籍離脱者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「入管特例法」という。）第二条第一項に規定する平和条約国籍離脱者をいう。）若しくは平和条約国籍離脱者の子孫（同条第二項に規定する平和条約国籍離脱者の子孫をいう。）で入管法別表第二の上欄の在留資格（永住者の在留資格を除く。）をもつて在留するもの（以下「平和条約国籍離脱者等」という。）は、第三条第一項の規定にかか

第四条

個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、主務省令で定めるところにより、当該個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他当該署名利用者符号の適切な管理を行わなければならない。（個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間）

第五条

個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間は、主務省令で定める。（個人番号カード用署名用電子証明書の二重発行の禁止）

第六条

個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失わない限り、重ねて個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けることができない。（個人番号カード用署名用電子証明書の記録事項）

第七条

個人番号カード用署名用電子証明書は、次に掲げる事項を記録するものとする。

2

国外転出届（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出届をいう。以下同じ。）をした者が当該国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第三条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた場合における前項の規定の適用については、同項第三号中「及び第七号に掲げる事項（外国人住民である署名利用者にあつては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、国外転出者である署名利用者にあつては当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項）」

3

署名利用者に関する事項で主務省令で定めるもの

4

その他主務省令で定める事項

1

個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日

2

個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号及び当該署名利用者検証符号に関する事項

3

署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（外国人住民である署名利用者にあつては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、国外転出者である署名利用者にあつては当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項）」

4

国外転出届（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出届をいう。以下同じ。）をした者が当該国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第三条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた場合における前項の規定の適用については、同項第三号中「及び第七号に掲げる事項（外国人住民である署名利用者にあつては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、国外転出者である署名利用者にあつては当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項）」

5

署名利用者に関する事項で主務省令で定めるもの

6

その他主務省令で定める事項

7

個人番号カード用署名用電子証明書の記録事項

8

機構は、個人番号カード用署名用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該個人番号カード用署名用電子証明書（当該個人番号カード用署名用電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。）及び当該個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票（国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票）に記載されている住民基本台帳法第七条第三号に規定する住民票コード（以下「個人番号カード用署名用電子証明書発行記録」という。）を電磁

的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をい
う。以下同じ。）に記録し、これを発行した日
から政令で定める期間保存しなければなら
ない。

（個人番号カード用署名用電子証明書の失効を
求める旨の申請）

第九条 個人番号カード用署名用電子証明書の発
行を受けた署名利用者は、住所地市町村長（国
外転出者である署名利用者については附票管理
市町村長又は領事官及び附票管理市町村長、中
長期在留者（入管法第十九条の十五の二第二項
の規定による特定在留カード（同項に規定する
特定在留カードをいう。以下同じ。）の交付の
申請をしようとする者又は同条第五項の規定に
よる特定在留カードの交付を受けようとする者
に限る。）又は平和条約国籍離脱者等（入管特
例法第十六条の二第三項の規定による特定特別
永住者証明書（同条第一項に規定する特定特別
永住者証明書をいう。以下この項及び第二十八
条第一項において同じ。）の交付の申請をしよ
うとする者に限る。）若しくは特別永住者（入
管特例法に定める特別永住者をいう。第二十八
条第一項において同じ。）（入管特例法第十六
条の二第八項の規定による特定特別永住者証明
書の交付を受けようとする者に限る。）である署
名利用者であつては住所地市町村長又は出入国
在留管理庁長官及び住所地市町村長を經由し
て、機構に対し、当該個人番号カード用署名用
電子証明書の失効を求める旨の申請をすること
ができる。この場合において、当該申請は、当
該署名利用者の利便及び当該申請が速やかに行
われることに資するものとして総務省令で定め
る事情がある場合には、住所地市町村長以外の
市町村長及び住所地市町村長（国外転出者であ
る署名利用者であつては、附票管理市町村長以
外の市町村長及び附票管理市町村長）を經由し
てすることができ。

2 第三条第二項、第三項、第五項及び第八項
（これらの規定を同条第十項及び第三条の第三
二項において読み替えて準用する場合を含む。
以下この項及び第四項において同じ。）の規定
は、前項の申請（国外転出者である署名利用者
による申請を除く。）について準用する。この
場合において、第三条第五項中「前項の規定に
よる記録をしたときは、総務省令」とあるのは
「総務省令」と、「申請書の内容及び個人番号カ
ード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証

符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第
八項中「申請書の内容及び個人番号カード用署
名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通
知並びに第六項の規定による個人番号カード用
署名用電子証明書」とあるのは「申請書の内
容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは
「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市
町村長」とあるのは「機構」と読み替えるもの
とする。

3 第三条の二第二項において読み替えて準用す
る第三条第二項、第三項、第五項及び第八項
（これらの規定を第三条の二第四項及び第六項
において読み替えて準用する場合を含む。以下
この項及び次項において同じ。）の規定は、第
一項の申請（国外転出者である署名利用者によ
る申請に限る。）について準用する。この場合
において、第三条の二第二項において読み替へ
て準用する第三条第五項中「前項の規定による
記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総
務省令」と、「申請書の内容及び個人番号カ
ード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符
号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八
項中「申請書の内容及び個人番号カード用署名
用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知
並びに第六項の規定による個人番号カード用署
名用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、
「附票管理市町村長又は機構」とあるのは
「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市
町村長」とあるのは「機構」と読み替えるもの
とする。

4 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を
受けた署名利用者は、第二項において準用する
第三条第二項、第三項、第五項及び第八項又は
前項において準用する第三条の二第二項におい
て準用する第三条第二項、第三項、第五項及び
第八項の規定によるほか、総務省令で定めると
ころにより、当該署名利用者の使用に係る電子
計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に
係る電子計算機に送信することにより第一項の
申請をすることができる。この場合において
は、当該署名利用者は、当該署名利用者の署名
利用者符号を用いて、当該申請に電子署名を行
わなければならない。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署
名利用者符号の漏えい等があつた旨の届出）
第十条 個人番号カード用署名用電子証明書の発
行を受けた署名利用者は、当該個人番号カ
ード

用署名用電子証明書に係る署名利用者符号が漏
えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は
当該署名利用者符号を記録したとき、又は
（第三条の二第二項において準用する場合を含
む。）の個人番号カードが使用できなくなった
ときは、住所地市町村長（国外転出者である署
名利用者にあつては附票管理市町村長又は領事
官及び附票管理市町村長、中長期在留者（入管
法第十九条の十二第二項の規定による在留カ
ード（入管法第十九条の三に規定する在留カ
ードをいう。第二十九條第一項において同じ。）の
再交付の申請をしようとする者又は入管法第十
九条の十五の二第二項の規定による特定在留カ
ードの交付の申請（入管法第十九条の十三第一
項又は第三項の規定による申請を併せてするも
のに限る。）をしようとする者に限る。）である
署名利用者にあつては住所地市町村長又は出入
国在留管理庁長官及び住所地市町村長を經由
して、速やかに機構にその旨の届出をしなけれ
ばならない。この場合において、当該届出は、
当該署名利用者の利便及び当該届出が速やかに
行われることに資するものとして総務省令で定
める事情がある場合には、住所地市町村長以外
の市町村長及び住所地市町村長（国外転出者で
ある署名利用者にあつては、附票管理市町村長
以外の市町村長及び附票管理市町村長）を經由
してすることができ。

2 第三条第二項、第三項、第五項及び第八項
（これらの規定を同条第十項及び第三条の第三
二項において読み替えて準用する場合を含む。
以下この項及び第四項において同じ。）の規定
は、前項の届出（国外転出者である署名利用者
による届出を除く。）について準用する。この
場合において、第三条第二項及び第三項中「申
請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」と
あるのは「届出書」と、同条第五項中「前項
の規定による記録をしたときは、総務省令」とあ
るのは「総務省令」と、「申請者」とあるのは
「届出者」と、「申請書の内容及び個人番号カ
ード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符
号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八
項中「申請書の内容及び個人番号カード用署名
用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知
並びに第六項の規定による個人番号カード用署
名用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、
「附票管理市町村長又は機構」とあるのは
「附票管理市町村長」と、「機構又は住所地市
町村長」とあるのは「機構」と読み替えるもの
とする。

3 第三条の二第二項において読み替えて準用す
る第三条第二項、第三項、第五項及び第八項
（これらの規定を第三条の二第四項及び第六項
において読み替えて準用する場合を含む。以下
この項及び次項において同じ。）の規定は、第
一項の届出（国外転出者である署名利用者によ
る届出に限る。）について準用する。この場合
において、第三条の二第二項において読み替へ
て準用する第三条第二項及び第三項中「申請
者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあ
るのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規
定による記録をしたときは、総務省令」とある
のは「総務省令」と、「申請者」とあるのは
「届出者」と、「申請書の内容及び個人番号カ
ード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符
号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八
項中「申請書の内容及び個人番号カード用署名
用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知
並びに第六項の規定による個人番号カード用署
名用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、
「附票管理市町村長又は機構」とあるのは
「附票管理市町村長」と、「機構又は住所地市
町村長」とあるのは「機構」と読み替えるもの
とする。

4 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を
受けた署名利用者は、第二項において準用する
第三条第二項、第三項、第五項及び第八項又は
前項において準用する第三条の二第二項におい
て準用する第三条第二項、第三項、第五項及び
第八項の規定によるほか、総務省令で定めると
ころにより、当該署名利用者の使用に係る第十
六条の二第二項に規定する移動端末設備から電
気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算
機に送信することにより第一項の届出をすること
ができる。この場合においては、当該署名利用
者は、当該署名利用者の同条第一項に規定す
る移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名
利用者符号を用いて、当該届出に電子署名を行
わなければならない。

（個人番号カード用署名用電子証明書失効申請
等情報の記録）
第十一条 第九条第一項の申請又は前条第一項の
届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届
出に係る個人番号カード用署名用電子証明書の
発行の番号、第九条第一項の申請があつた旨又

「長」とあるのは「機構」と読み替えるものとす
る。

3 第三条の二第二項において読み替えて準用す
る第三条第二項、第三項、第五項及び第八項
（これらの規定を第三条の二第四項及び第六項
において読み替えて準用する場合を含む。以下
この項及び次項において同じ。）の規定は、第
一項の届出（国外転出者である署名利用者によ
る届出に限る。）について準用する。この場合
において、第三条の二第二項において読み替へ
て準用する第三条第二項及び第三項中「申請
者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあ
るのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規
定による記録をしたときは、総務省令」とある
のは「総務省令」と、「申請者」とあるのは
「届出者」と、「申請書の内容及び個人番号カ
ード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符
号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八
項中「申請書の内容及び個人番号カード用署名
用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知
並びに第六項の規定による個人番号カード用署
名用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、
「附票管理市町村長又は機構」とあるのは
「附票管理市町村長」と、「機構又は住所地市
町村長」とあるのは「機構」と読み替えるもの
とする。

4 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を
受けた署名利用者は、第二項において準用する
第三条第二項、第三項、第五項及び第八項又は
前項において準用する第三条の二第二項におい
て準用する第三条第二項、第三項、第五項及び
第八項の規定によるほか、総務省令で定めると
ころにより、当該署名利用者の使用に係る第十
六条の二第二項に規定する移動端末設備から電
気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算
機に送信することにより第一項の届出をすること
ができる。この場合においては、当該署名利用
者は、当該署名利用者の同条第一項に規定す
る移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名
利用者符号を用いて、当該届出に電子署名を行
わなければならない。

（個人番号カード用署名用電子証明書失効申請
等情報の記録）
第十一条 第九条第一項の申請又は前条第一項の
届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届
出に係る個人番号カード用署名用電子証明書の
発行の番号、第九条第一項の申請があつた旨又

は前条第一項の届出があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報の記録）

第十二条 機構は、住民基本台帳法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報又は同法第三十条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報（第三十一条において「機構保存本人確認情報等」という。）によって個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知つたときは、直ちに、当該個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

一 当該署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（外国人住民である署名利用者にあつては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、国外転出者である署名利用者にあつては当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項）の全部又は一部について記載の修正（総務省令で定める軽微な修正を除く。）があつたこと。

二 当該署名利用者に係る住民票の消除（国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第三条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票にあつては、当該国外転出届をしたことによる消除を除く。）があつたこと。

三 当該署名利用者（国外転出者である者に限る。）に係る戸籍の附票の全部又は一部が消除され、いずれの市町村においても戸籍の附票に記載されていない者となつたこと。

（個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録）

第十三条 機構は、前条に定めるもののほか、個人番号カード用署名用電子証明書に記録された事項について、当該個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票（国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票）に記載されている事項と異なるものがあることその他の記録誤り又は記録漏れ（以下「個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等」という。）があることを知つたときは、直ちに、当該個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等があつた個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録）

第十四条 機構は、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号（機構が当該個人番号カード用署名用電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。）が漏えいし、滅失し、又は毀損した（以下この条において「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。）を知つたときは、直ちに、当該署名用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行つた個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（個人番号カード用署名用電子証明書の失効）

第十五条 個人番号カード用署名用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

一 機構が第十一条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。

二 機構が第十二条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報を記録したとき。

三 機構が第十三条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。

四 機構が前条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。

五 個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が満了したとき。

二 機構は、前項第三号の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われたときは、個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等があつた個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に対し、速やかに当該個人番号カード用署名用電子証明書に個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等があつた旨及び当該個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

三 機構は、第一項第四号の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

（個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイルの作成等）

第十六条 機構は、総務省令で定めるところにより、個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイル（一定の時点において保存されている個人番号カード用署名用電子証明書失効情報（第十一条の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報、第十二条の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報、第十三条の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報及び第十四条の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報）をいう。以下同じ。）の集合物であつて、それら個人番号カード用署名用電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるよう

に体系的に構成したものをいう。以下同じ。）を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

第二款 移動端末設備用署名用電子証明書

（移動端末設備用署名用電子証明書の発行）

第十六条の二 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書であつて、移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体に記録するもの（以下「移動端末設備用署名用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、機構に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（外国人住民である申請者にあつては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、国外転出者である申請者にあつては当該申請者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項）を通知しなければならない。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該通知に電子署名を行わなければならない。

3 前項前段の規定による通知を受けた機構は、申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失つていないこと及び当該個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた申請者は、主務省令で定めるところにより、当該申請者の移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の第一項に規定する電磁的記録媒体に記録するものとする。

5 申請者は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請

者に係る移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号を機構に通知しなければならぬ。

6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る移動端末設備用署名用電子証明書を発行し、これを申請者に通知するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた申請者は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る移動端末設備用署名用電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録するものとする。

8 第二項の規定による同項に規定する事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備に送信することによって行うものとする。

(移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の適切な管理)

第十六条の三 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、主務省令で定めるところにより、当該移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他当該署名利用者符号の適切な管理を行わなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間)

第十六条の四 移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間は、個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間の範囲内において主務省令で定める。

(移動端末設備用署名用電子証明書の二重発行の禁止)

第十六条の五 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該移動端末設備用署名用電子証明書が第十六条の第十四第一項の規定により効力を失わない限り、重ねて移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けることができない。

(移動端末設備用署名用電子証明書の記録事項)

第十六条の六 移動端末設備用署名用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一 移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日

二 移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号及び当該署名利用者検証符号に関する事項で主務省令で定めるもの

三 署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(外国人住民である署名利用者については同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、国外転出者である署名利用者については当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)とあるのは、「に掲げる事項、国外転出者である旨及びその国外転出届(同法第十七条第三号に規定する国外転出届をいう。)に記載された転出の予定年月日」とする。

(移動端末設備用署名用電子証明書発行記録の記録)

第十六条の七 機構は、移動端末設備用署名用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該移動端末設備用署名用電子証明書(当該移動端末設備用署名用電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む)及び当該移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票(国外転出者である署名利用者については、当該署名利用者に係る戸籍の附票)に記載されている住民基本台帳法第七条第三号に規定する住民票コード(以下「移動端末設備用署名用電子証明書発行記録」という。)を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請)

第十六条の八 移動端末設備用署名用電子証明書は、発行を受けた署名利用者は、機構に対し、当該移動端末設備用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができる。

第十六条の二第二項、第三項及び第八項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは、「署名用電子証明書」と、同項中「第十五条第一項」とあるのは、「第十五条第一項又は第十六条の第四第一項」と、同条第八項中「事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書」とあるのは、「事項」と、申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の「申請者」の使用に係る移動端末設備又は機構の「申請者」の使用に係る電子計算機」とあるのは、「相手方である署名利用者」と読み替えるものとする。

第十六条の九 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該署名利用者符号を記録した第十六条の二第四項の電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、速やかに機構にその旨の届出をしなければならない。

第十六条の二第二項、第三項及び第八項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは、「届出者」と、同条第八項中「事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書」とあるのは、「事項」と、「申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の」使用に係る電子計算機」と、「相手方である署名利用者」の使用に係る電子計算機」と読み替えるものとする。

第十六条の十 第十六条の八第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、第十六条の八第一項の申請があつた旨又は前条第一項の届出があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録)

第十六条の十一 機構は、移動端末設備用署名用電子証明書に記録された事項について、当該移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票(国外転出者である署名利用者については、当該署名利用者に係る戸籍の附票)に記載されている事項と異なるものがあることその他の記録誤り又は記録漏れ(以下「移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等」という。)があることを知ったときは、直ちに、当該移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があつた移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名情報の記録)

第十六条の十二 機構は、移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名情報(機構が当該移動端末設備用署名用電子証明書(機構が当該移動端末設備用署名用電子証明書)について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。)が漏えいし、滅失し、又は毀損したとき(以下この条に

において「移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。）を知ったときは、直ちに、当該署名用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行った移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報の記録）

第十六条の十三 機構は、第十五条第一項第一号から第四号までの各号のいずれかに該当し、移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われたときは、直ちに、当該移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、当該各号に該当し、個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（移動端末設備用署名用電子証明書の失効）

第十六条の十四 移動端末設備用署名用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- 一 機構が第十六条の十の規定により移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。
- 二 機構が第十六条の十一の規定により移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。
- 三 機構が第十六条の十二の規定により移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。
- 四 機構が前条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報を記録したとき。

五 移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間が満了したとき。

2 機構は、前項第二号の規定により移動端末設備用署名用電子証明書の効力が失われたときは、移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があった移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に対し、速やかに当該移動端末設備用署名用電子証明書に移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該移動端末設備用署名用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3 機構は、第一項第三号の規定により移動端末設備用署名用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

（移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイルの作成等）

第十六条の十五 機構は、総務省令で定めるところにより、移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイル（一定の時点において保存されている移動端末設備用署名用電子証明書失効情報（第十六条の十の規定により保存する移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報、第十六条の十一の規定により保存する移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報、第十六条の十二の規定により保存する移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び第十六条の十三の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報）をいう。以下同じ。）の集合物であつて、それらの移動端末設備用署名用電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

第三款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供

（署名検証者等に係る届出等）

第十七条 次に掲げる者は、署名利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったことを確認するため、機構に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供を求めようとする場合

合には、あらかじめ、機構に対し、主務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。

一 行政機関等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第九十五号）第三条第二号に規定する行政機関等をいう。以下同じ。）

二 裁判所

三 行政機関等に対する申請、届出その他の手続に随伴して必要となる事項につき、電磁的方式により提供を受け、行政機関等に対し自らこれを提供し、又はその照会に応じて回答する業務を行う者として行政庁が法律の規定に基づき指定し、登録し、認定し、又は承認した者

四 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者

五 電子署名及び認証業務に関する法律第二条第三項に規定する特定認証業務を行う者であつて政令で定める基準に適合するものとして内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）が認定する者

六 前各号に掲げる者以外の者であつて、署名利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったこと又は利用者証明利用者が行った電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行ったことの確認を政令で定める基準に適合して行うことができるものとして主務大臣が認定するもの

2 前項第五号又は第六号の認定（次項において「認定」という。）は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- 一 認定を受けた者が第一項第五号の政令で定める基準に適合しなくなったとき又は同項第六号に規定する確認を同号の政令で定める基準に適合して行うことができなくなったときと認められるとき。
- 二 認定を受けた者が第十九条第一項から第三項まで、第五十条第一項又は第五十二条第一項、第二項、第三項若しくは第六項の規定に違反したとき。
- 三 認定を受けた者が第三十八条、第三十八条の四、第五十一条第一項又は第五十三条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

四 認定を受けた者から第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）又は情報の入力のための準備作業若しくは電磁的記録媒体の保管をいう。以下同じ。）の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

五 認定を受けた者から第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

六 認定を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十四条第一項の規定に違反したとき。

七 認定を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十五条第一項の規定に違反したとき。

八 認定を受けた者から第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十四条第二項の規定に違反したとき。

九 認定を受けた者から第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十五条第二項の規定に違反したとき。

十 第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務（認定を受けた者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十六条第一項の規定に違反したとき。

十一 第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務（認定を受けた者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を

受けて行うものを含む。)に従事している者又は従事していた者が第五十七条第一項の規定に違反したとき。

4 第一項の届出を受けた機構及び当該届出をした者(以下「署名検証者」という。)は、機構が次条第一項及び第二項の規定により提供を行う情報の範囲その他当該提供を行うに当たって合意しておくべきものとして主務省令で定める事項について、あらかじめ、取決めに締結しなければならぬ。

5 次に掲げる団体又は機関は、当該団体又は機関に所属する者で政令で定めるものに対して第二十条第一項の規定による回答をするため、機構に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供を求めようとする場合(第一号に掲げる団体にあつては当該団体に所属する者が法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等、裁判所及び地方公共団体の議会に対する申請、届出その他の手続を行う場合)、第二号に掲げる団体又は機関にあつては当該団体又は機関に所属する者が行政機関等、裁判所及び地方公共団体の議会に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する場合に限る。)には、あらかじめ、機構に対し、主務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨及び第二十条第一項の規定による回答を受ける者(以下「署名確認者」という。)の範囲の届出をしなければならぬ。

一 法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等、裁判所及び地方公共団体の議会に対する申請、届出その他の手続を行う者が所属する団体で政令で定めるもの
二 行政機関等、裁判所及び地方公共団体の議会に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する者が所属する団体又は機関で政令で定めるもの

6 第四項の規定は、前項の届出を受けた機構及び当該届出をした者(以下「団体署名検証者」という。)について準用する。
(署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報の提供等)

第十八条 機構は、次条第一項若しくは第四項又は第二十条第一項の規定による確認をしようとする署名検証者又は団体署名検証者(以下「署名検証者等」という。)の求めがあつたときは、政令で定めるところにより、速やかに、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報(第十一号から第十四号までの規定による保存期間が経過していない個人番号カード用署名用電子証明書失効情報及び第十六号の十から第十六号の十三までの規定による保存期間が経過していない移動端末設備用署名用電子証明書失効情報)をいう。以下同じ。の提供を行うものとする。

2 機構は、署名検証者等の求めに応じ、政令で定めるところにより、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル(第十六号の規定による保存期間が経過していない個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイル及び第十六号の十五の規定による保存期間が経過していない移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイル)をいう。以下同じ。の提供を行うことができる。

3 機構は、次条第五項又は第二十条第四項の規定による署名検証者等の求めがあつた場合において、当該求めに係る特定署名用電子証明書記録情報(署名用電子証明書(第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失っていないもの)に限る。以下この項において同じ。)に記録された当該署名用電子証明書の発行の番号及び第七号第一項第三号(同条第二項の規定により読み替へ適用される場合を含む。)に掲げる事項をいう。以下同じ。が存在し、かつ、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る署名利用者の同意があるときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供を行うものとする。

4 機構は、署名検証者の求めがあつたときは、政令で定めるところにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項(以下「対応署名用電子証明書発行の番号」という。)を提供するものとする。
一 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあつたとき
第十六号の四の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号

二 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあつたとき
第五号の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号

5 機構は、署名検証者が第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者である場合において、当該署名検証者の求めがあつたときは、政令で定めるところにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項(以下「対応証明書の番号」という。)を提供するものとする。
一 第二十二条第一項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者について当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあつたとき
第五号の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号

6 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、署名検証者等に対する前各項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号又は対応証明書の発行の番号の提供を停止することができる。
一 署名検証者等が次条第一項から第三項まで、第二十条第一項若しくは第三項から第五項まで、第五十条第一項又は第五十二条第一項から第四項まで、第六項若しくは第七項の規定に違反したとき。
二 署名検証者等から第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

三 署名検証者等若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十四条第一項の規定に違反したとき。
四 署名検証者等から第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十四条第二項の規定に違反したとき。
五 第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行うものを含む。)に従事している者又は従事していた者が第五十六条第一項の規定に違反したとき。

6 署名検証者等が第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者である場合において、第三十七条第四項の規定により同条第一項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報、同条第二項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル又は同条第三項に規定する対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供を停止されたとき。

7 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、団体署名検証者に対する第一項から第三項までの規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル又は特定署名用電子証明書記録情報の提供を停止することができる。
一 署名確認者が第二十一条第一項若しくは第二項、第五十条第三項又は第五十二条第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。
二 署名確認者から第五十条第三項に規定する受領した回答等の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が同条第四項において準用する同条第三項の規定に違反したとき。
三 署名確認者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十四条第三項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。
四 署名確認者から第五十条第三項に規定する受領した回答等の電子計算機処理等の委託

二 署名検証者等から第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

二 署名検証者等から第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

二 署名検証者等から第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

二 署名検証者等から第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受け
た者若しくはその役員若しくは職員又はこれ
らの者であった者が第五十四条第三項にお
いて準用する同条第二項の規定に違反したと
き。

5 第五十条第三項に規定する受領した回答等
の電子計算機処理等に関する事務(署名確認
者の委託(二以上の段階にわたる委託を含
む。))を受けて行うものを含む。)に従事して
いる者又は従事していた者が第五十六条第
二項において準用する同条第一項の規定に違反
したとき。

(署名検証者の義務等)

第十九条 署名検証者は、署名利用者から当該署
名利用者の署名利用者符号を用いて電子署名が
行われた情報及び署名用電子証明書の通知を受
理したときは、当該署名用電子証明書が第十五
条第一項又は第十六条の第十四第一項の規定に
よる効力を失っていないこと及び当該署名用電子
証明書に記載された署名利用者検証符号に対応
する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行
われたことを確認しなければならない。

2 署名検証者は、前項の規定による確認を行う
に当たり、署名利用者本人が電子署名を行った
ことの確認を当該署名利用者から行われた署名利
用者符号が当該署名利用者のものであることを
示すための措置として主務省令で定めるものを
当該署名利用者に求める方法により行わなけれ
ばならない。

3 署名検証者は、署名利用者から通知された署
名用電子証明書に記載された署名利用者検証符
号を、当該署名用電子証明書とともに通知され
た情報について行われている電子署名が当該署
名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を
用いて行われていることの確認以外の目的に利
用してはならない。

4 署名検証者は、第一項の規定により同項の署
名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第
一項又は第十六条の第十四第一項の規定により効
力を失っていないことを確認したときは、当該
確認の後においても、当該署名用電子証明書が
これらの規定により効力を失っていないことを
確認するため、機構に対し、保存期間に係る署
名用電子証明書失効情報の提供を求めることが
できる。

5 署名検証者は、第一項の規定により同項の署
名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第

一項又は第十六条の第十四第一項の規定により効
力を失っていないことを確認した後、当該署名
用電子証明書がこれらの規定により効力を失っ
ていることを確認したときは、機構に対し、当
該署名利用者に係る特定署名用電子証明書記録
情報(個人番号カード用署名用電子証明書が第
十五条第一項の規定により効力を失っているこ
とを確認したとき)又は個人番号カード用
署名用電子証明書に係るものに限る、移動端末
設備用署名用電子証明書が第十六条の第十四第
一項の規定により効力を失っていることを確認し
たとき)にあつては移動端末設備用署名用電子証
明書に係るものに限る。)の提供を求めること
ができる。

第二十條 団体署名検証者は、次条第一項又は第
三項の規定による確認をしようとする署名確認
者の求めがあつたときは、第十八条第一項又は
第二項の規定により提供を受けた保存期間に係
る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係
る署名用電子証明書失効情報ファイルに基づき
当該署名用電子証明書が第十五条第一項又は第
十六条の第十四第一項の規定により効力を失っ
ていないことを確認し、政令で定めるところに
よる、速やかに、当該確認の結果について
回答しなければならない。

(団体署名検証者の義務)

2 前項の規定にかかわらず、団体署名検証者
は、第十八条第七項各号のいずれかに該当し
又は該当するおそれがあると認めるときは、前
項の規定による回答をしないことができる。

3 団体署名検証者は、署名確認者から署名利用
者の署名利用者符号を用いて電子署名が行われ
た情報及び署名用電子証明書の通知を受領した
ときは、当該署名用電子証明書に記載された署
名利用者検証符号を、当該署名用電子証明書と
ともに通知された情報について行われている電
子署名が当該署名利用者検証符号に対応する署
名利用者符号を用いて行われていることの確認
以外の目的に利用してはならない。

4 団体署名検証者は、次条第四項の規定により
署名確認者から特定署名用電子証明書記録情報
の提供の求めがあつたときは、機構に対し、当
該特定署名用電子証明書記録情報の提供を求め
なければならない。

5 団体署名検証者は、前項の場合において、第
十八条第三項の規定により特定署名用電子証明
書記録情報の提供を受けたときは、政令で定め

るところにより、速やかに、署名確認者に對
し、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供
を行わなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、団体署名検証者
は、第十八条第七項各号のいずれかに該当し、
又は該当するおそれがあると認めるときは、前
項の規定による特定署名用電子証明書記録情報
の提供を行わないことができる。

(署名確認者の義務等)

第二十一条 署名確認者は、署名利用者から当該
署名利用者の署名利用者符号を用いて電子署名
が行われた情報及び署名用電子証明書の通知を
受領したとき(第十七条第五項第一号に掲げる
団体に所属する署名確認者にあつては法律の規
定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等、裁
判所及び地方公共団体の議会に対する申請、届
出その他の手続を行う場合に、同項第二号に掲
げる団体又は機関に所属する署名確認者にあつ
ては行政機関等、裁判所及び地方公共団体の議
会に対する申請、届出その他の手続に必要な電
磁的記録を提供する場合に限る。)又は、当該署
名用電子証明書が第十五条第一項又は第十六条
の第十四第一項の規定により効力を失っていない
こと及び当該署名用電子証明書に記載された署
名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を
用いて当該電子署名が行われたことを確認しな
ければならない。

2 署名確認者は、署名利用者から通知された署
名用電子証明書に記載された署名利用者検証符
号を、当該署名用電子証明書とともに通知され
た情報について行われている電子署名が当該署
名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を
用いて行われていることの確認以外の目的に利
用してはならない。

3 署名確認者は、第一項の規定により同項の署
名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第
一項又は第十六条の第十四第一項の規定により効
力を失っていないことを確認したときは、当該
確認の後においても、当該署名用電子証明書が
これらの規定により効力を失っていないことを
確認するため、団体署名検証者に対し、前条第
一項の規定による回答を求めることができる。

4 署名確認者は、第一項の規定により同項の署
名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第
一項又は第十六条の第十四第一項の規定により効
力を失っていないことを確認した後、当該署名
用電子証明書がこれらの規定により効力を失っ

ていることを確認したときは、団体署名検証者
に対し、当該署名利用者に係る特定署名用電子
証明書記録情報(個人番号カード用署名用電子
証明書が第十五条第一項の規定により効力を失
っていることを確認したとき)又は個人番号
カード用署名用電子証明書に係るものに限
り、移動端末設備用署名用電子証明書が第十六
条の第十四第一項の規定により効力を失っている
ことを確認したとき)にあつては移動端末設備
署名用電子証明書に係るものに限る。)の提供
を求めることができる。

第二節 利用者証明認証業務
第一款 個人番号カード利用者証明
用電子証明書
第二十二條 住民基本台帳に記載されている者
は、住所地市町村長を経由して、機構に対し、
自己に係る利用者証明用電子証明書(利用者証
明利用者検証符号が当該利用者証明利用者のも
のであることを証明するために作成される電磁
的記録をいう。以下同じ。)であつて、個人番
号カードに記載するもの(以下「個人番号カー
ド利用者証明用電子証明書」という。)の発
行の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者(以下この条に
おいて「申請者」という。)は、住所地市町村
長に対し、政令で定めるところにより、当該申
請者に係る住民票に記載されている事項のうち
住民基本台帳法第七号第一号から第三号まで及
び第七号に掲げる事項(外国人住民である申請
者にあつては、同条第一号、第二号、第三号及
び第七号に掲げる事項)を記載した申請書(以
下この条において「申請書」という。)を提出
しなければならない。

3 住所地市町村長は、前項の規定により申請書
の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の
備える住民基本台帳に記載されている者である
ことの確認(以下この条において「利用者証明
利用者確認」という。)をするものとし、利用
者証明利用者確認のため、総務省令で定めると
ころにより、これを証明する書類の提示又は提
出を申請者に求めることができる。

4 住所地市町村長は、前項の規定により利用者
証明利用者確認をしたときは、主務省令で定め
るところにより、当該申請者の個人番号カード
利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利

用者証明用電子証明書が第十五条第一項の署
名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第
一項又は第十六条の第十四第一項の規定により効
力を失っていないことを確認した後、当該署名
用電子証明書がこれらの規定により効力を失っ

用者証明用電子証明書が第十五条第一項の署
名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第
一項又は第十六条の第十四第一項の規定により効
力を失っていないことを確認した後、当該署名
用電子証明書がこれらの規定により効力を失っ

6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行つた当該申請に係る個人番号カード利用者証明用電子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通知するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る個人番号カード利用者証明用電子証明書を第四項の個人番号カードに記録して申請者に提供するものとする。

8 第五項の規定による申請書の内容及び個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書の通知並びに第六項の規定による個人番号カード利用者証明用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、住所地市町村長又は機構の電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

9 住民基本台帳に記録されている者は、その者の利便及び迅速な個人番号カード利用者証明用電子証明書の提供に資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、第一項の規定にかかわらず、住所地市町村長以外の市町村長及び住所市町村長を経由して、機構に対し、同項の申請をすることができ。

10 第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、第二項中「に對し」とあるのは「に對し、住所地市町村長以外の市町村長を経由して」と、第三項中「住所地市町村長」とあるのは「住所地市町村長以外の市町村長」と、「当該市町村」とあるのは「住所地市町村長がその長である市町村」と、「をする」とあるのは「のうち番号利用法第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「利用者証明利用者確認」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とある

の「できる」。この場合において、住所地市町村長以外の市町村長は、当該措置をとったときは、住所地市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、第四項中「前項の規定により利用者証明利用者確認」とあるのは「利用者証明利用者確認」と読み替えるものとする。

2 前条第二項から第八項までの規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民票」とあるのは「戸籍の附票」と、「第七号第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（外国人住民である申請者にあつては、同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項）」とあるのは「第十七条第二号から第六号までに掲げる事項」と、同条第三項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、同条第四項から第八項までの規定中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

3 戸籍の附票に記録されている国外転出者は、その者の利便及び迅速な個人番号カード利用者証明用電子証明書の提供に資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、第一項の規定にかかわらず、附票管理市町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長を経由して、機構に対し、同項の申請をすることができ。

4 第二項において読み替えて準用する前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「に對し」とあるのは「に對し、附票管理市町村長以外の市町村長を経由して」と、同条第三項中「附票管理市町村長」とあるのは「附票管理市町村長以外の市町村長」と、「当該市町村」とあるのは「附票管理市町村長がその長である市町村」と、「をする」とあるのは「のうち番号利用法第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「利用者証明利用者確認」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とある

とあるのは「できる」。この場合において、附票管理市町村長以外の市町村長は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により利用者証明利用者確認」とあるのは「利用者証明利用者確認」と読み替えるものとする。

5 戸籍の附票に記録されている国外転出者は、第一項の規定にかかわらず、領事官及び附票管理市町村長を経由して、機構に対し、同項の申請をすることができ。

6 第二項において読み替えて準用する前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「に對し」とあるのは「に對し、領事官を経由して」と、同条第三項中「附票管理市町村長」とあるのは「領事官」と、「をする」とあるのは「のうち番号利用法第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「利用者証明利用者確認の」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、領事官は、当該措置をとったとき、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により利用者証明利用者確認」とあるのは「利用者証明利用者確認」と読み替えるものとする。

7 前項の規定にかかわらず、領事官及び附票管理市町村長を経由して、機構に対し、同項の申請をすることができ。

8 第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「に對し」とあるのは「に對し、出入国在留管理庁長官を経由して」と、同条第三項中「住所地市町村長」とあるのは「出入国在留管理庁長官」と、「当該市町村」とあるのは「出入国在留管理庁長官がその長である市町村」と、「をする」とあるのは「のうち番号利用法第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「利用者証明利用者確認」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる。この

場合において、出入国在留管理庁長官は、当該措置をとったときは、住所地市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により利用者証明利用者確認」とあるのは「利用者証明利用者確認」と読み替えるものとする。

第二十三条 個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明用電子証明書は、主務省令で定めるところにより、当該個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る個人番号カードに記録して申請者に提供するものとする。

第二十四条 個人番号カード利用者証明用電子証明書の有効期間は、主務省令で定める。

第二十五条 個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明用電子証明書は、当該個人番号カード利用者証明用電子証明書が第三十四条第一項の規定により効力を失わない限り、重ねて個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行を受けることができない。

第二十六条 個人番号カード利用者証明用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- 一 個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日
- 二 個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書及び当該利用者証明用電子証明書に関する事項で主務省令で定めるもの
- 三 その他主務省令で定める事項

第二十七条 機構は、個人番号カード利用者証明用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該個人番号カード利用者証明用電子証明書（当該個人番号カード利用者証明用電子証明書について機構が行つた

記録事項）

個人番号カード利用者証明用電子証明書は、当該個人番号カード利用者証明用電子証明書が第三十四条第一項の規定により効力を失わない限り、重ねて個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行を受けることができない。

個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日

個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書及び当該利用者証明用電子証明書に関する事項で主務省令で定めるもの

その他主務省令で定める事項

電子署名に係る電磁的記録を含む。）及び当該個人番号カード利用者証明用電子証明書（発行を受けた利用者証明利用者に係る住民票の国外転出者である利用者証明利用者にあつては、当該利用者証明利用者に係る戸籍の附票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下「個人番号カード利用者証明用電子証明書発行記録」という。）を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならぬ。）

（個人番号カード利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請）

第二十八條 個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、住所地市町村長（国外転出者である利用者証明利用者にあつては附票管理市町村長又は領事官及び附票管理市町村長、中長期在留者（入管法第十九条の十五の二第一項の規定による特定在留カードの交付の申請をしようとする者又は同条第五項の規定による特定在留カードの交付を受けようとする者に限る。）又は平和条約国籍離脱者等（入管特例法第十六条の二第三項の規定による特定特別永住者証明書の交付の申請をしようとする者に限る。）若しくは特別永住者（同条第八項の規定による特定特別永住者証明書の交付を受けようとする者に限る。）である利用者証明利用者にあつては住所地市町村長又は出入国在留管理庁長官及び住所地市町村長を経由して、機構に対し、当該個人番号カード利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができる。この場合において、当該申請は、当該利用者証明利用者の利便及び当該申請が速やかに行われることに資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、住所地市町村長以外の市町村長及び住所地市町村長（国外転出者である利用者証明利用者にあつては、附票管理市町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長）を経由してすることができる。

2 第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項（これらの規定を同条第十項及び第二十二條の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び第四項において同じ。）の規定は、前項の申請（国外転出者である利用者証明利用者による申請を除く。）について準用する。この場合において、第二十二條第五項

中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請書の内容及び個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用者検証符号」とあるのは「申請書の内容及び個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード利用者証明用電子証明書」とあるのは「申請書の内容及び個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード利用者証明用電子証明書」とあるのは「住所地市町村長又は機構」と読み替えるものとする。

3

第二十二條の二第二項において読み替えて準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項（これらの規定を第二十二條の二第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定は、第一項の申請（国外転出者である利用者証明利用者による申請に限る。）について準用する。この場合において、第二十二條の二第二項において読み替えて準用する第二十二條第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請書の内容及び個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用者検証符号」とあるのは「申請書の内容及び個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用者検証符号」とあるのは「申請書の内容及び個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード利用者証明用電子証明書」とあるのは「申請書の内容及び個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用者検証符号」とあるのは「附票管理市町村長又は機構」と読み替えるものとする。

4 個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者が署名利用者である場合においては、当該利用者証明利用者（第二項において準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該利用者証明利用者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の申請をすることができる。この場合において

ては、当該利用者証明利用者は、当該利用者証明利用者の署名利用者符号を用いて、当該申請に電子署名を行わなければならない。（個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用者符号の漏えい等があつた旨の届出）

第二十九條

個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該利用者証明用者符号を記録した第二十二條第四項（第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。）の個人番号カードが使用できなくなつたときは、住所地市町村長（国外転出者である利用者証明利用者にあつては附票管理市町村長又は領事官及び附票管理市町村長、中長期在留者（入管法第十九条の十一第一項の規定による在留カードの再交付の申請をしようとする者又は入管法第十九条の十五の二第一項の規定による特定在留カードの交付の申請（入管法第十九条の十三第一項又は第三項の規定による申請に併せてするものに限る。）をしようとする者に限る。）である利用者証明利用者にあつては住所地市町村長又は出入国在留管理庁長官及び住所地市町村長）を経由して、速やかに機構にその旨の届出をしなければならない。この場合において、当該届出は、当該利用者証明利用者の利便及び当該届出が速やかに行われることに資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、住所地市町村長以外の市町村長及び住所地市町村長（国外転出者である利用者証明利用者にあつては、附票管理市町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長）を経由してすることができる。

内容及び個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード利用者証明用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

3

第二十二條の二第二項において読み替えて準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項（これらの規定を第二十二條の二第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定は、第一項の届出（国外転出者である利用者証明利用者による届出に限る。）について準用する。この場合において、第二十二條の二第二項において読み替えて準用する第二十二條第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「届出書」と、「申請書の内容及び個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード利用者証明用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

2 第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項（これらの規定を同条第十項及び第二十二條の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び第四項において同じ。）の規定は、前項の届出（国外転出者である利用者証明利用者による届出を除く。）について準用する。この場合において、第二十二條第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請書の

4 個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者が移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者である場合においては、当該利用者証明利用者は、第二項において準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項又は前項において準用する第二十二條の二第二項において準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該利用者証明利用者の使用に係る移動端末設備から電気通信回線を通じて機構の

使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の届出をすることができ。この場合においては、当該利用者証明利用者は、当該利用者証明利用者の移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該届出に電子署名を行わなければならない。
 (個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録)

第三十条 第二十八条第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号、第二十八条第一項の申請があった旨又は前条第一項の届出があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。
 (個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報の記録)

第三十一条 機構は、機構保存本人確認情報等によって個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知ったときは、直ちに、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

一 当該利用者証明利用者に係る住民票が削除されたこと(住民基本台帳法第二十四条の規定による届出(次号において「転出届」という。))に基づき当該住民票が削除された場合を除く。

二 当該利用者証明利用者が転出届(国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第二十二條の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者については、当該国外転出届を除く。)をした場合において、当該利用者証明利用者が住民基本台帳法第二十二條第一項の規定による届出を

行うことなく、当該転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過したこと。
 三 当該利用者証明利用者(国外転出者である者に限る。)に係る戸籍の附票の全部又は一部が削除され、いずれの市町村においても戸籍の附票に記録されていない者となったこと。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録)

第三十二条 機構は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に記録された事項について、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る記録誤り又は記録漏れ(以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等」という。)があることを知ったときは、直ちに、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号、個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。
 (個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録)

第三十三条 機構は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号(機構が当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。)が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと(以下この条において「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。)を知ったときは、直ちに、当該利用者証明用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行った個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行者署名符号に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号

の漏えい等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。
 二 機構が前条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。
 三 機構が第三十一条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。
 四 機構が前条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。
 五 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了したとき。
 六 機構は、前項第三号の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

の漏えい等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。
 (個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効)

第三十四条 個人番号カード用利用者証明用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- 一 機構が第三十条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。
- 二 機構が第三十一条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。
- 三 機構が第三十二条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。
- 四 機構が前条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。
- 五 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了したとき。
- 六 機構は、前項第三号の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3 機構は、第一項第四号の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。
 (個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成等)

第三十五条 機構は、総務省令で定めるところにより、個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイル(一定の時点において保存されている個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報(第三十条の規定により保存する個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報)を、個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルとして作成し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。)

3 前項前段の規定による通知を受けた機構は、申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該

効申請等情報、第三十一条の規定により保存する個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報、第三十二条の規定により保存する個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報及び第三十三条の規定により保存する個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報をいう。以下同じ。)の集合物であつて、それらの個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。以下同じ。)を定期的な作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

第二款 移動端末設備用利用者証明用電子証明書

第三十五条の二 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者(当該利用者証明利用者が発行者証明利用者である場合に限る。)は、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書であつて、移動端末設備に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体に記録するもの(以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」という。)の発行の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、機構に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(外国人住民である申請者であつては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、国外転出者である申請者にあつては当該申請者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)を通知しなければならない。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該通知に電子署名を行わなければならない。

3 前項前段の規定による通知を受けた機構は、申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該

個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた申請者は、主務省令で定めるところにより、当該申請者の移動端末設備用利用者証明書電子証明書に係る利用者証明書検証符号及びこれと対応する利用者証明書利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の第一項に規定する電磁的記録媒体に記録するものとする。

5 申請者は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る移動端末設備用利用者証明書電子証明書に係る利用者検証符号を機構に通知しなければならない。

6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る移動端末設備用利用者証明書電子証明書を発行し、これを申請者に通知するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた申請者は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る移動端末設備用利用者証明書電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録するものとする。

8 第二項の規定による同項に規定する事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用利用者証明書電子証明書に係る移動端末設備用利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用利用者証明書電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備に送信することによって行うものとする。

(移動端末設備用利用者証明書電子証明書に係る利用者証明書符号の適切な管理)

第三十五条の三 移動端末設備用利用者証明書電子証明書の発行を受けた利用者証明書利用者、主務省令で定めるところにより、当該利用者証明書の移動端末設備用利用者証明書電子証明書に係る移動端末設備用利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他当該利用者証明書利用者符号の適切な管理を行わなければならない。

(移動端末設備用利用者証明書電子証明書の有効期間)

第三十五条の四 移動端末設備用利用者証明書電子証明書の有効期間は、個人番号カード用利用者証明書電子証明書の有効期間の範囲内において主務省令で定める。

者証明書電子証明書の有効期間の範囲内において主務省令で定める。

(移動端末設備用利用者証明書電子証明書の二重発行の禁止)

第三十五条の五 移動端末設備用利用者証明書電子証明書の発行を受けた利用者証明書利用者は、当該移動端末設備用利用者証明書電子証明書が第三十五条の十四第一項の規定により効力を失わない限り、重ねて移動端末設備用利用者証明書電子証明書の発行を受けることができない。

(移動端末設備用利用者証明書電子証明書の記録事項)

第三十五条の六 移動端末設備用利用者証明書電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一 移動端末設備用利用者証明書電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日

二 移動端末設備用利用者証明書電子証明書に係る利用者証明書検証符号及び当該利用者証明書利用者検証符号に関する事項で主務省令で定めるもの

三 その他主務省令で定める事項

(移動端末設備用利用者証明書電子証明書発行記録の記録)

第三十五条の七 機構は、移動端末設備用利用者証明書電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該移動端末設備用利用者証明書電子証明書(当該移動端末設備用利用者証明書電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。)及び当該移動端末設備用利用者証明書電子証明書の発行を受けた利用者証明書利用者に係る住民票(国外転出者である利用者証明書利用者にあつては、当該利用者証明書利用者に係る戸籍の附票)に記載されている住民基本台帳法第七條第十三号に規定する住民票コード(以下「移動端末設備用利用者証明書電子証明書発行記録」という。)を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用利用者証明書電子証明書の失効を求める旨の申請)

2 第三十五条の二第二項、第三項及び第八項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは「署名用電子証明書」と、同項中「第十五条第一項」とあるのは「第十五条第一項又は第十六条の十四第一項」と、同条第八項中「事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用利用者証明書電子証明書に係る利用者証明書検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用利用者証明書電子証明書」とあるのは「事項」と、「申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機」とあるのは「相手方である申請者の使用に係る移動端末設備」と読み替えるものとする。

3 移動端末設備用利用者証明書電子証明書の発行を受けた利用者証明書利用者は、当該移動端末設備用利用者証明書電子証明書を記録した第三十五条の二第四項の電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したときは、速やかに第一項の申請をしなければならない。

(移動端末設備用利用者符号の漏えい等があつた旨の届出)

第三十五条の九 移動端末設備用利用者証明書電子証明書の発行を受けた利用者証明書利用者は、当該移動端末設備用利用者証明書電子証明書に係る移動端末設備用利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該利用者証明書利用者符号を記録した第三十五条の二第四項の電磁的記録媒体が使用できなくなつたときは、速やかに機構にその旨の届出をしなければならない。

2 第三十五条の二第二項、第三項及び第八項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、同条第八項中「事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用利用者証明書電子証明書に係る利用者証明書検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用利用者証明書電子証明書」とあるのは「事項」と、「申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機」とあるのは「届出者の使用に係る電子計算機」と読み替えるものとする。

3 移動端末設備用利用者証明書電子証明書の発行を受けた利用者証明書利用者は、当該移動端末設備用利用者証明書電子証明書を記録した第三十五条の二第四項の電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したときは、速やかに第一項の申請をしなければならない。

(移動端末設備用利用者符号の漏えい等があつた旨の届出)

第三十五条の九 移動端末設備用利用者証明書電子証明書の発行を受けた利用者証明書利用者は、当該移動端末設備用利用者証明書電子証明書に係る移動端末設備用利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該利用者証明書利用者符号を記録した第三十五条の二第四項の電磁的記録媒体が使用できなくなつたときは、速やかに機構にその旨の届出をしなければならない。

2 第三十五条の二第二項、第三項及び第八項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、同条第八項中「事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用利用者証明書電子証明書に係る利用者証明書検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用利用者証明書電子証明書」とあるのは「事項」と、「申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機」とあるのは「届出者の使用に係る電子計算機」と読み替えるものとする。

(移動端末設備用利用者証明書電子証明書記録誤り等に係る情報の記録)

第三十五条の十 第三十五条の八第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る移動端末設備用利用者証明書電子証明書の発行の番号、第三十五条の八第一項の申請があつた旨又は前条第一項の届出があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「移動端末設備用利用者証明書電子証明書発行記録」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

機」と、「相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備」とあるのは「相手方である機構の使用に係る電子計算機」と読み替えるものとする。

(移動端末設備用利用者証明書電子証明書失効申請等情報の記録)

第三十五条の十 第三十五条の八第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る移動端末設備用利用者証明書電子証明書の発行の番号、第三十五条の八第一項の申請があつた旨又は前条第一項の届出があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「移動端末設備用利用者証明書電子証明書発行記録」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用利用者証明書電子証明書記録誤り等に係る情報の記録)

第三十五条の十一 機構は、移動端末設備用利用者証明書電子証明書に記録された事項について、当該移動端末設備用利用者証明書電子証明書に係る記録誤り又は記録漏れ(以下「移動端末設備用利用者証明書電子証明書記録誤り等」という。)があつたことを知つたときは、直ちに、当該移動端末設備用利用者証明書電子証明書記録誤り等があつた移動端末設備用利用者証明書電子証明書の発行の番号、移動端末設備用利用者証明書電子証明書記録誤り等があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「移動端末設備用利用者証明書電子証明書記録誤り等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用利用者証明書電子証明書に係る利用者証明書電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録)

第三十五条の十二 機構は、移動端末設備用利用者証明書電子証明書に係る利用者証明書電子証明書発行者署名符号(機構が当該移動端末設備用利用者証明書電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ)が漏えいし、滅失し、又は毀損したとき(以下この条において「移動端末設備用

利用者証明書電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録)

第三十五条の十二 機構は、移動端末設備用利用者証明書電子証明書に係る利用者証明書電子証明書発行者署名符号(機構が当該移動端末設備用利用者証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ)が漏えいし、滅失し、又は毀損したとき(以下この条において「移動端末設備用

利用者証明書電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録)

第三十五条の十二 機構は、移動端末設備用利用者証明書電子証明書に係る利用者証明書電子証明書発行者署名符号(機構が当該移動端末設備用利用者証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ)が漏えいし、滅失し、又は毀損したとき(以下この条において「移動端末設備用

又は従事していた者が第五十七条第一項の規定に違反したとき。

六 利用者証明検査者が署名検査者等である場合において、第十八条第六項の規定により保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号又は対応証明書の発行の番号の提供を停止されたとき。

(利用者証明検査者の義務)

第三十八條 利用者証明検査者は、利用者証明利用者が当該利用者証明利用者の利用者証明利用符号を用いて行った電子証明書を受理したときは、当該利用者証明利用符号が第三十四条第一項又は第三十五条の十四第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検査符号に対応する利用者証明利用者符号を用いて当該電子証明書が行われたことを確認しなければならない。

2 利用者証明検査者は、前項の規定による確認を行うに当たり、利用者証明利用者本人が電子証明書を用いたことの確認を当該電子証明書に用いられた利用者証明利用者符号が当該利用者証明利用者のものであることを示すための措置として主務省令で定めるものを当該利用者証明利用者に求める方法により行わなければならない。

3 利用者証明検査者は、利用者証明利用者から通知された利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検査符号を、当該利用者証明用電子証明書の通知に係る電子証明書が当該利用者証明利用者検査符号に対応する利用者証明利用者符号を用いて行われていること、確認以外の目的に利用してはならない。

(特定利用者証明検査者による利用者証明利用者本人が電子証明書を行ったことの確認)

第三十八條の二 利用者証明検査者は、前条第二項の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けて、個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者本人が電子証明書を行ったことの確認を当該利用者証明利用者本人の個人番号カードに表示され、かつ、記録された当該利用者証明利用者の写真を用いる方法であつて主務省令で定めるものにより行うことができる。

2 利用者証明検査者は、前項の認可を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 申請に係る確認の実施に関する計画
三 申請に係る確認の業務の用に供する設備の概要

3 主務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
一 申請に係る確認の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、第一項の認可の申請を行う者が当該計画を確実に遂行することができること。

二 申請に係る確認の業務の用に供する設備が主務省令で定める基準に適合するものであること。
4 第一項の認可を受けた者(以下「特定利用者証明検査者」という。)は、第二項第二号又は第三号に掲げる事項の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

5 特定利用者証明検査者は、前項の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
6 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認可を取り消すことができる。

一 特定利用者証明検査者が第三項各号のいずれかに適合しなくなったとき。
二 特定利用者証明検査者が第四項の規定に違反したとき。
三 電子署名及び認証業務に関する法律第七条第一項又は第十四条第一項の規定により特定利用者証明検査者に係る同法第四条第一項の認定がその効力を失い、又は取り消されたとき。

四 第十七条第二項又は第三項の規定により特定利用者証明検査者に係る同条第一項第五号又は第六号の認定がその効力を失い、又は取り消されたとき。
五 特定利用者証明検査者が第五十一条第三項又は第五十三条第三項の規定に違反したとき。

六 特定利用者証明検査者から次条第一項に規定する特定利用者証明検査者証明符号の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が第五十一条第四項において準用する同条第三項の規定に違反したとき。

七 特定利用者証明検査者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十五条第三項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

八 特定利用者証明検査者から次条第一項に規定する特定利用者証明検査者証明符号の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十五条第三項において準用する同条第二項の規定に違反したとき。

九 次条第一項に規定する特定利用者証明検査者証明符号の電子計算機処理等に関する事務(特定利用者証明検査者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けて行うもの(以下「委託」を含む。))に従事している者又は従事していた者が第五十七条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

十 第一項の規定により認可を受けて行う確認に関する事務(特定利用者証明検査者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けて行うもの(以下「委託」を含む。))に従事している者又は従事していた者が第五十七条第三項の規定に違反したとき。
(特定利用者証明検査者証明符号)

第三十八條の三 特定利用者証明検査者は、機構に対し、特定利用者証明検査者であることを示す符号(以下「特定利用者証明検査者証明符号」という。)の提供を求めることができる。

2 機構は、特定利用者証明検査者から前項の求めがあつたときは、主務省令で定めるところにより、特定利用者証明検査者証明符号の提供を行うに当たつて合意しておくべきものを行うものとする。
3 機構及び特定利用者証明検査者は、前項の規定により機構が特定利用者証明検査者証明符号の提供を行うに当たつて合意しておくべきものとして主務省令で定める事項について、あらかじめ、取決めを締結しなければならない。
(電子利用者証明が行われない場合における通知された個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明検査者の義務)

第三十八條の四 利用者証明検査者は、第三十八条第一項の規定により利用者証明利用者が行つた電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行ったことの確認をした後(当該電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったことの確認をした後)、当該利用者証明利用者に係る個人番号カード利用者証明用電子証明書に通知を受理したときは、(第三十八条第一項に規定するものを除く。)は、当該個人番号カード利用者証明用電子証明書が第三十四条第一項の規定により効力を失っていないことを確認しなければならない。

た電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行ったことの確認をした後(当該電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったことの確認をした後)、当該利用者証明利用者に係る個人番号カード利用者証明用電子証明書に通知を受理したときは、(第三十八条第一項に規定するものを除く。)は、当該個人番号カード利用者証明用電子証明書が第三十四条第一項の規定により効力を失っていないことを確認しなければならない。

2 利用者証明検査者は、前項の規定による確認を行うに当たり、同項の個人番号カード利用者証明用電子証明書が個人番号カードに記録されているものであることを確認するための措置として主務省令で定めるものを講じなければならない。

第三節 認証事務管理規程等(認証事務管理規程)

第三十九條 機構は、この法律の規定により機構が行う認証業務の実施に関する事務(以下「認証事務」という。)に関し、総務省令で定める事項について認証事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により認可をした認証事務管理規程が認証事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
(帳簿の備付け)

第四十條 機構は、総務省令で定めるところにより、認証事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。
(報告書の公表)

第四十一條 機構は、毎年少なくとも一回、第十八条第一項から第五項までの規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号及び対応証明書の発行の番号の提供の状況並びに第三十七条第一項から第

三項までの規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル及び対応利用者証明用電子証明書の発行の番号並びに特定利用者証明検証者証明符号の提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(監督命令)

第四十二条 総務大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、認証事務の実施に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び立入検査)

第四十三条 総務大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、認証事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、認証事務の実施の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第三章 認証業務情報等の保護

(認証業務情報の安全確保)

第四十四条 機構が署名用電子証明書発行記録(個人番号カード用署名用電子証明書発行記録及び移動端末設備用署名用電子証明書発行記録をいう。次条において同じ)、個人番号カード用署名用電子証明書失効情報、個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイル、移動端末設備用署名用電子証明書失効情報及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録をいう。次条において同じ)、個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報、個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイル、移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録(個人番号カード用署名用電子証明書発行記録をいう。次条において同じ)、個人番号カード用署名用電子証明書失効情報、個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイル、移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録(以下「認証業務情報」と

いう。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、機構は、当該認証業務情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該認証業務情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、機構から認証業務情報の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(認証業務情報の利用及び提供の制限)

第四十五条 機構は、次に掲げる場合を除き、認証業務情報を利用し、又は提供してはならない。

- 一 第十一条から第十四条までの規定による個人番号カード用署名用電子証明書失効情報の記録のために個人番号カード用署名用電子証明書発行記録を利用する場合
二 第十六条の十から第十六条の十三までの規定による移動端末設備用署名用電子証明書失効情報の記録のために移動端末設備用署名用電子証明書発行記録を利用する場合
三 第十八条第一項の規定により保存期間に係る署名用電子証明書失効情報を提供する署名用電子証明書発行記録の提供のために署名用電子証明書発行記録を利用する場合
四 第十八条第五項の規定による対応証明書の発行の番号の提供のために署名用電子証明書発行記録及び利用者証明用電子証明書発行記録を利用する場合
五 第三十条から第三十三条までの規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報の記録のために個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録を利用する場合
五の二 第三十五条の十から第三十五条の十三までの規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報の記録のために移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録を利用する場合
六 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

七 第三十七条第二項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを提供する場合

七の二 第三十七条第三項の規定により対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供のために利用者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

八 認証業務情報の利用につき当該認証業務情報に係る本人が同意した事務を機構が遂行する場合

九 第三十八条の三第二項の規定により特定利用者証明検証者証明符号を提供する場合

(認証業務に関する情報の適正な使用)

第四十六条 機構、市町村長、領事官及び出入国在留管理庁長官は、認証業務及びこれに附帯する業務の実施に際して知り得た情報を認証業務及びこれに附帯する業務の用に供する目的以外の目的に使用してはならない。

(機構の役員等の秘密保持義務)

第四十七条 署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に関する事務又は認証業務情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する機構の役員若しくは職員(地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)第二十六条第一項に規定する認証業務情報保護委員会の委員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、その事務

に關して知り得た署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書の発行若しくは認証業務情報に関する秘密又は署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書の発行に係る電子計算機処理等若しくは認証業務情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 機構から署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書の発行に係る電子計算機処理等若しくは認証業務情報の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者は、その委託された業務に関

して知り得た署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書の発行若しくは認証業務情報に関する秘密又は署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書の発行に係る電子計算機処理等若しくは認証業務情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。(市町村等の職員等の秘密保持義務)
第四十八条 個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書

の提供に係る電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員若しくは職員であつた者、大使館、公使館若しくは領事館の職員若しくは職員であつた者若しくは他総務省令・外務省令で定める者又は出入国在留管理庁の職員若しくは職員であつた者は、その事務に關して知り得た個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 市町村長、領事官若しくは出入国在留管理庁長官から個人番号カード用署名用電子証明書若しくは個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に關して知り得た個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(認証業務情報等に係る電子計算機処理等の受託者等の義務)

第四十九条 機構の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書の発行に係る電子計算機処理等又は認証業務情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に關して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 市町村長、領事官又は出入国在留管理庁長官の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に關して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(署名検証者等による受領した署名用電子証明書失効情報等の安全確保等)

第五十条 第十八条第一項から第五項までの規定により保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号又は対応証明書の発行の番号の提供を受けた署名検証者等が

これらの規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号又は対応証明書の発行の番号（以下「受領した署名用電子証明書失効情報等」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該署名検証者等は、受領した署名用電子証明書失効情報等の漏えいの防止その他の当該受領した署名用電子証明書失効情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、署名検証者等から受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

3 第二十条第一項の規定による回答又は同条第五項の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けた署名確認者が同条第一項の規定により受けた回答又は同条第五項の規定により提供を受けた特定署名用電子証明書記録情報（以下「受領した回答等」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該署名確認者は、受領した回答等の漏えいの防止その他の当該受領した回答等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 前項の規定は、署名確認者から受領した回答等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

51条 第三十七条第一項から第三項までの規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル又は対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供を受けた利用者証明検証者がこれらの規定により提供を受けた保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル又は対応利用者証明用電子証明書の発行の番号（以下「受領した利用者証明用電子証明書失効情報等」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該利用者証明検証者等は、受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の漏えいの防止その他の当該受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

1 利用者証明用電子証明書失効情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、利用者証明検証者から受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

3 特定利用者証明検証者が特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該特定利用者証明検証者は、当該特定利用者証明符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該特定利用者証明検証者証明符号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 前項の規定は、特定利用者証明検証者から特定利用者証明符号の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

52条 署名検証者等の受領した署名用電子証明書失効情報等の利用及び提供の制限等

第五十二条 署名検証者は、第十九条第一項又は第四項の規定により署名用電子証明書が効力を失っていないことの確認をするため必要な範囲内で、第十八条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを利用するものとし、これらの規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 署名検証者は、署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号又は移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号の確認をするため必要な範囲内で、第十八条第四項の規定により提供を受けた対応署名用電子証明書の発行の番号を利用するものとし、当該対応署名用電子証明書の発行の番号又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

3 利用者証明検証者である署名検証者は、利用者証明用電子証明書に係る署名用電子証明書の発行の番号又は署名利用者に係る利用者証明用電子証明書の発行の番号の確認をするため必要な範囲

内、第十八条第五項の規定により提供を受けた対応証明書の発行の番号を利用するものとし、当該対応証明書の発行の番号の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

4 団体署名検証者は、第二十条第一項の規定により署名用電子証明書が効力を失っていないことの確認をし、当該確認の結果についての回答をするため必要な範囲内で、第十八条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを利用するものとし、これらの規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの全部又は一部を当該確認及び回答以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

5 署名確認者は、第二十一条第一項又は第三項の規定により署名用電子証明書が効力を失っていないことの確認をするため必要な範囲内で、第二十条第一項の規定により受けた回答を利用するものとし、当該回答の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

6 署名検証者及び署名確認者は、特定署名用電子証明書記録情報の確認をするため必要な範囲内で、第十八条第三項又は第二十条第五項の規定により提供を受けた特定署名用電子証明書記録情報を利用するものとし、これらの規定により提供を受けた特定署名用電子証明書記録情報の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

7 団体署名検証者は、第二十条第五項の規定により特定署名用電子証明書記録情報の提供を行うため必要な範囲内で、第十八条第三項の規定により提供を受けた特定署名用電子証明書記録情報を利用するものとし、当該特定署名用電子証明書記録情報の全部又は一部を当該提供以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

（利用者証明検証者の受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の利用及び提供の制限等）

第五十三条 利用者証明検証者は、第三十八条第一項又は第三十八条の四第一項の規定により利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認をするため必要な範囲内で、第三十七

条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを利用するものとし、これらの規定により提供を受けた保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 利用者証明検証者は、利用者証明用電子証明書に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号又は移動端末設備利用者証明用電子証明書の発行の番号の確認をするため必要な範囲内で、第三十七条第三項の規定により提供を受けた対応利用者証明用電子証明書の発行の番号を利用するものとし、当該対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

3 特定利用者証明検証者は、第三十八条の二第一項の規定により認可を受けて行う確認に必要な範囲内で、特定利用者証明検証者証明符号を利用するものとし、特定利用者証明検証者証明符号を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

（署名検証者等の職員等の秘密保持義務等）

第五十四条 受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する署名検証者等若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その事務に関して知り得た受領した署名用電子証明書失効情報等に関する秘密又は受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 署名検証者等から受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託された業務に関して知り得た受領した署名用電子証明書失効情報等に関する秘密又は受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 前二項の規定は、署名確認者について準用する。この場合において、前二項中「受領した署名用電子証明書失効情報等」とあるのは、「受領した回答等」と読み替えるものとする。

(利用者証明検査者の職員等の秘密保持義務)
第五十五条 受領した利用者証明用電子証明書失効情報等

効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する利用者証明検査者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その事務に関して知り得た受領した利用者証明用電子証明書失効情報等に関する秘密又は受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 利用者証明検査者から受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれら者であった者は、その委託された業務に関して知り得た受領した利用者証明用電子証明書失効情報等に関する秘密又は受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 前二項の規定は、特定利用者証明検査者について準用する。この場合において、前二項中「受領した利用者証明用電子証明書失効情報等」とあるのは、「特定利用者証明検査者証明符号」と読み替えるものとする。

(受領した署名用電子証明書失効情報等に係る署名検査者の義務等)
第五十六条 受領した署名用電子証明書失効情報等

等の電子計算機処理等に関する事務(署名検査者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けて行うものを含む。)に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。

2 前項の規定は、署名確認者について準用する。この場合において、同項中「受領した署名用電子証明書失効情報等」とあるのは、「受領した回答等」と読み替えるものとする。

(受領した利用者証明用電子証明書失効情報等に係る利用者証明検査者の義務等)
第五十七条 受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務(利用者証明検査者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けて行うものを含む。)に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。

2 前項の規定は、特定利用者証明検査者について準用する。この場合において、同項中「受領した利用者証明用電子証明書失効情報等」とあるのは、「特定利用者証明検査者証明符号」と読み替えるものとする。

した利用者証明用電子証明書失効情報等」とあるのは、「特定利用者証明検査者証明符号」と読み替えるものとする。

3 第三十八条の二第一項の規定により認可を受けて行う確認に関する事務(特定利用者証明検査者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けて行うものを含む。)に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。

(自己の認証業務情報の開示)
第五十八条 何人も、機構に対し、自己に係る認証業務情報について、政令で定める方法によらず、その開示(自己に係る認証業務情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 機構は、前項の開示の請求があったときは、当該開示の請求をした者に対し、政令で定める方法により、当該開示の請求に係る認証業務情報について開示をしなければならない。

(開示の期限)
第五十九条 前条第二項の開示は、当該開示の請求を受けた日から起算して三十日以内に行わなければならない。

2 機構は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示をすることができないときは、同項に規定する期間内に、当該開示の請求をした者に対し、同項の期間内に開示をすることができない理由及び開示の期限を政令で定める方法により通知しなければならない。

(開示の手数料)
第六十条 機構は、第五十八条第一項の規定により自己に係る認証業務情報の開示の請求をする者から、機構が総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

(自己の認証業務情報の訂正等)
第六十一条 機構は、第五十八条第二項の規定により開示を受けた者から、政令で定める方法により、当該開示に係る認証業務情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、当該認証業務情報の内容の訂正等を行わなければならない。

2 機構は、前項の規定に基づき求められた訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、第五十八条第二項の規定により開示を受けた者に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を政令で定める方法により通知しなければならない。

(苦情処理)
第六十二条 機構、市町村長、領事官及び出入国在留管理庁長官は、この法律の規定により機構、市町村、大使館、公使館又は領事館その他総務省令・外務省令で定める者及び出入国在留管理庁が処理する事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の発行の番号の利用制限等)
第六十三条 機構、署名検査者等、署名確認者又は利用者証明検査者以外の者は、何人も、業として、署名用電子証明書の発行の番号又は利用者証明用電子証明書の発行の番号の記録されたデータベース(自己以外の者に係る署名用電子証明書の発行の番号又は利用者証明用電子証明書の発行の番号を含む当該自己以外の者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この項において同じ。)であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

2 総務大臣は、前項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復して同項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

3 総務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)
第六十四条 総務大臣は、前条第二項又は第三項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第一項の規定に違反していることを認めるに足る相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、同項の規定に違反していると認めるに足る相当の理由が

ある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 雑則
(総務大臣の援助等)
第六十五条 総務大臣は、機構の認証業務に係る技術の評価に関する調査及び研究を行うとともに、機構及び市町村並びに署名利用者及び利用者証明利用者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(報告の徴収)
第六十六条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第十七条第一項第五号又は第六号の認定を受けた者及び特定利用者証明検査者に対し、その業務の実施の状況に関し必要な報告を求めることができる。

2 機構は、この法律の施行に必要な限度において、署名検査者及び団体署名検査者並びに利用者証明検査者に対し、その業務の実施の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(手数料)
第六十七条 機構は、次に掲げる事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

- 一 第三条第六項(同条第十項、第三条の二第二項、第四項及び第六項並びに第三条の三第二項)において準用する場合を含む。)の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の発行に係る事務
- 二 第六十六条の二第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書の発行に係る事務
- 三 第十八条第一項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供に係る事務
- 四 第十八条第二項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供に係る事務
- 五 第十八条第三項の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る事務

法律（平成十一年法律第百三十三号）附則第一
条第一項第三号に掲げる規定の施行の日の前日
までの間における第三条第四項の規定の適用に
ついては、同項中「住民基本台帳法第三十条の
四十四第一項に規定する住民基本台帳カードそ
の他の総務省令で定める電磁的記録媒体」とあ
るの「総務省令で定める電磁的記録媒体」と
する。

（準備行為）

第三条 市町村長、都道府県知事及び指定認証機
関は、施行日前においても、この法律に規定す
る事務の実施に必要な準備行為をすることがで
きる。
（指定認証機関に関する経過措置）

第四条 施行日前に指定認証機関の指定がされた
場合においては、指定認証機関は、第三十四条
第一項の規定にかかわらず、施行日の前日まで
の間は、同項各号に掲げる事務を行わないもの
とする。
（その他の経過措置の政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の
施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
（外国人住民についての適用の特例）

第六条 住民基本台帳法の一部を改正する法律
（平成二十一年法律第七十七号）附則第九条に
規定する政令で定める日までにこの法律第三
条第一項の規定の適用については、同項中「記録
されている者」とあるのは、「記録されている者
（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一
号）第三十条の四十五に規定する外国人住民を
除く）」とする。

附 則（平成一六年一月二三日法律第一
五二号） 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第三十九号 この法律の施行前にした行為及びこ
の附則の規定によりなお従前の例によることと
される場合におけるこの法律の施行後にした行
為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。

（政令への委任）
第四十条 附則第三条から第十号まで、第二十九
条及び前二条に規定するもののほか、この法律
の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め
る。

附 則（平成一八年五月二六日法律第四
四号）
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

（経過措置）
第二条 この法律の施行前に電子署名に係る地方
公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第
三項に規定する委任都道府県知事に対してされ
た同法第二十九条第一項の規定による開示の請
求に係る同条第二項に規定する開示及び同法第
三十一条第一項に規定する訂正等については、
なお従前の例による。

附 則（平成二二年七月一五日法律第七
七号） 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定（第五条及び第八号の改正
規定、第十九条に一項を加える改正規定、第
二十一条、第二十二号第一項、第二十六条、
第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八
条から第三十条までの改正規定、第四章の二
の次に一章を加える改正規定、第三十四条第
一項及び第二項、第三十九号並びに第四十七
条第二号の改正規定、第五十三号の改正規定
（同条第二項の改正規定（第二十四号の第二
項若しくは第二項又は）を削る部分に限
る。）を除く。）並びに別表第一の四十の項の
改正規定並びに次条第二項及び第三項、附則
第四条から第十号まで及び第十三号から第二
十号までの規定、附則第二十一条の規定（行
政手続等における情報通信の技術の利用に関
する法律（平成十四年法律第五十一号）別
表住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十
一号）の項の改正規定（及び第三十条の三
第一項）を、第三十条の三第一項及び第三
十条の四十六から第三十条の四十八まで）に
改める部分に限る。）に限る。）並びに附則第
二十二条の規定（出入国管理及び難民認定法
及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍
を離脱した者等の出入国管理に関する特例法
の一部を改正する等の法律（平成二十一年法
律第七十九号。以下「入管法等改正法」とい
う。）の施行の日

二 略
三 第四条、第七号、第八号、第十号から第十二
号まで、第十四号、第十五号、第十九号、第二
十号、第二十四号、第二十五号、第二十九号
（行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する法律別表の改正規定のうち同表電子署名
に係る地方公共団体の認証業務に関する法律
（平成十四年法律第五十三号）の項中「電子
署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法
律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報シ
ステム機構の認証業務に関する法律」に、「第
三条第二項（第十条第二項において準用する場
合を含む）」を「第十条第二項において準用す
る第三条第二項及び第二十九号第二項において
準用する第二十二条第二項」に改める部分に限
る。）、第三十一号、第三十二号及び第四十三号
の規定（番号利用法附則第一条第四号に掲げる
規定の施行の日

附 則（平成二六年五月三〇日法律第四
二号） 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム
機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴う
調整規定）
第六十七号 施行日が行政手続における特定の個
人を識別するための番号の利用等に関する法律
（平成二十五年法律第二十八号）附則第三号に
掲げる規定の施行の日前である場合には、前条
の見出し中「電子署名等に係る地方公共団体情
報システム機構の認証業務に関する法律」とあ
るの「電子署名に係る地方公共団体の認証業
務に関する法律」と、同条第一号中「電子署名
等に係る地方公共団体情報システム機構の認証
業務に関する法律」とあるのは「電子署名に係
る地方公共団体の認証業務に関する法律」と、
「第七十一条第一項」とあるのは「第五十九条
第一項」とする。
附 則（平成二六年六月一三日法律第六
九号） 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十
六年法律第六十八号）の施行の日から施行す
る。

（経過措置の原則）
第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に
ついての不服申立てであつてこの法律の施行前
にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法
律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為
に係るものについては、この附則に特別の定め
がある場合を除き、なお従前の例による。
（訴訟に関する経過措置）
第六条 この法律による改正前の法律の規定によ
り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その
他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな
いこととされる事項であつて、当該不服申立て
を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起
すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが
他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ
の他の行為を経た後でなければ提起できないと
される場合にあつては、当該他の不服申立てを
提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す
べき期間を経過したものを含む。）の訴えの提
起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定
（前条の規定によりなお従前の例によることと
される場合を含む。）により異議申立てが提起
された処分その他の行為であつて、この法律の
規定による改正後の法律の規定により審査請求
に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え
を提起することができないこととされるものの
取消しの訴えの提起については、なお従前の例
による。
3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その
他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の
施行前に提起されたものについては、なお従前
の例による。
（罰則に関する経過措置）
第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則
第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に
よることとされる場合におけるこの法律の施行

る地方公共団体の認証業務に関する法律」と、
「第七十一条第一項」とあるのは「第五十九条
第一項」とする。
附 則（平成二六年六月一三日法律第六
九号） 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十
六年法律第六十八号）の施行の日から施行す
る。

（経過措置の原則）
第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に
ついての不服申立てであつてこの法律の施行前
にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法
律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為
に係るものについては、この附則に特別の定め
がある場合を除き、なお従前の例による。
（訴訟に関する経過措置）
第六条 この法律による改正前の法律の規定によ
り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その
他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな
いこととされる事項であつて、当該不服申立て
を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起
すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが
他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ
の他の行為を経た後でなければ提起できないと
される場合にあつては、当該他の不服申立てを
提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す
べき期間を経過したものを含む。）の訴えの提
起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定
（前条の規定によりなお従前の例によることと
される場合を含む。）により異議申立てが提起
された処分その他の行為であつて、この法律の
規定による改正後の法律の規定により審査請求
に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え
を提起することができないこととされるものの
取消しの訴えの提起については、なお従前の例
による。
3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その
他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の
施行前に提起されたものについては、なお従前
の例による。
（罰則に関する経過措置）
第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則
第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に
よることとされる場合におけるこの法律の施行

る地方公共団体の認証業務に関する法律」と、
「第七十一条第一項」とあるのは「第五十九条
第一項」とする。
附 則（平成二六年六月一三日法律第六
九号） 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十
六年法律第六十八号）の施行の日から施行す
る。

（経過措置の原則）
第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に
ついての不服申立てであつてこの法律の施行前
にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法
律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為
に係るものについては、この附則に特別の定め
がある場合を除き、なお従前の例による。
（訴訟に関する経過措置）
第六条 この法律による改正前の法律の規定によ
り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その
他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな
いこととされる事項であつて、当該不服申立て
を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起
すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが
他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ
の他の行為を経た後でなければ提起できないと
される場合にあつては、当該他の不服申立てを
提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す
べき期間を経過したものを含む。）の訴えの提
起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定
（前条の規定によりなお従前の例によることと
される場合を含む。）により異議申立てが提起
された処分その他の行為であつて、この法律の
規定による改正後の法律の規定により審査請求
に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え
を提起することができないこととされるものの
取消しの訴えの提起については、なお従前の例
による。
3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その
他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の
施行前に提起されたものについては、なお従前
の例による。
（罰則に関する経過措置）
第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則
第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に
よることとされる場合におけるこの法律の施行

る地方公共団体の認証業務に関する法律」と、
「第七十一条第一項」とあるのは「第五十九条
第一項」とする。
附 則（平成二六年六月一三日法律第六
九号） 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十
六年法律第六十八号）の施行の日から施行す
る。

（経過措置の原則）
第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に
ついての不服申立てであつてこの法律の施行前
にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法
律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為
に係るものについては、この附則に特別の定め
がある場合を除き、なお従前の例による。
（訴訟に関する経過措置）
第六条 この法律による改正前の法律の規定によ
り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その
他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな
いこととされる事項であつて、当該不服申立て
を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起
すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが
他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ
の他の行為を経た後でなければ提起できないと
される場合にあつては、当該他の不服申立てを
提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す
べき期間を経過したものを含む。）の訴えの提
起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定
（前条の規定によりなお従前の例によることと
される場合を含む。）により異議申立てが提起
された処分その他の行為であつて、この法律の
規定による改正後の法律の規定により審査請求
に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え
を提起することができないこととされるものの
取消しの訴えの提起については、なお従前の例
による。
3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その
他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の
施行前に提起されたものについては、なお従前
の例による。
（罰則に関する経過措置）
第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則
第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に
よることとされる場合におけるこの法律の施行

後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十條 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十七年三月三十一日法律第九号)抄

(施行期日)
第一條 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第百三十條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第百三十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和元年五月三十一日法律第一六号)抄

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条中住民基本台帳法別表第一の改正規定(同表の五十七の四の項を同表の五十七の五の項とし、同表の五十七の三の項の次に次のように加える部分に限る。)、同法別表第二の改正規定(第十号に掲げる部分を除く。)、同法別表第三の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、同法別表第四の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)

及び同法別表第五の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第三條中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十七條第三項の改正規定(同項第三号に係る部分及び同項第十一号に係る部分(「第五十七條」を「第五十七條第一項」に改める部分に限る)を除く。)、同法第十八條の改正規定、同法第三十七條第三項の改正規定(同項第一号に係る部分及び同項第五号に係る部分(「第五十七條第一項」に改める部分に限る)を除く。)、同法第五十六條(見出しを含む。)、同法第五十七條(見出しの改正規定(「電子計算機処理等の受託者等」を「利用者証明検証者等」に改める部分に限る。))及び同條の改正規定(同條に二項を加える部分を除く。)、第四條中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条から附則第六條までにおいて「番号利用法」という。)、別表第一及び別表第二の改正規定並びに第七條の規定並びに附則第三條、第七條から第九條まで、第六十八條及び第八十條の規定。公布の日
二 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定(「第十五條」を「第十五條の四」に、「第二十一條」を「第二十一條の三」に、「第二十一條」を「第二十一條の四」に改める部分に限る。)、同法第二條及び第三條の改正規定、同法第十條の次に一條を加える改正規定、同法第十二條第一項及び第五項、第十二條の第二、第四項並びに第十二條の四の第四項の改正規定、同法第二章中第十五條の次に一條を加える改正規定、同法第十九條の次に一條を加える改正規定、同法第二十條第一項の改正規定、同法第二十一條の改正規定(「すべて」を「全て」に改める部分に限る。)、同條を同法第二十一條の四とする改正規定、同法第三章に三條を加える改正規定(第二十一條の三、第五項の表第十二條第五項の項、第十二條の二、第四項の項及び第十二條の三、第七項の項に係る部分を除く。)、並びに同法第二十四條、第三十條の五十一、第三十六條の二、第四項、第三十七條第一項、第四十三條、第四十六條第二号及び第四十八條第一項の改正規定並びに第三條中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第六十六條第二項の改正規定及び同法第七十九條に一項を加える改正規定並びに附則第四條第一項、第二項、第五項から第七項まで、第十一項及び第十二項、第五十七條、第五十八條、第六十一條並びに第六十三條(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一號)第三十六條第二項の改正規定に限る。)、第三十六條第二項の改正規定に限る。した日

る部分及び同項第五号に係る部分(「第五十七條」を「第五十七條第一項」に改める部分に限る。)、同法第五十六條(見出しを含む。)、同法第五十七條(見出しの改正規定(「電子計算機処理等の受託者等」を「利用者証明検証者等」に改める部分に限る。))及び同條の改正規定(同條に二項を加える部分を除く。)、第四條中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条から附則第六條までにおいて「番号利用法」という。)、別表第一及び別表第二の改正規定並びに第七條の規定並びに附則第三條、第七條から第九條まで、第六十八條及び第八十條の規定。公布の日

二 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定(「第十五條」を「第十五條の四」に、「第二十一條」を「第二十一條の三」に、「第二十一條」を「第二十一條の四」に改める部分に限る。)、同法第二條及び第三條の改正規定、同法第十條の次に一條を加える改正規定、同法第十二條第一項及び第五項、第十二條の第二、第四項並びに第十二條の四の第四項の改正規定、同法第二章中第十五條の次に一條を加える改正規定、同法第十九條の次に一條を加える改正規定、同法第二十條第一項の改正規定、同法第二十一條の改正規定(「すべて」を「全て」に改める部分に限る。)、同條を同法第二十一條の四とする改正規定、同法第三章に三條を加える改正規定(第二十一條の三、第五項の表第十二條第五項の項、第十二條の二、第四項の項及び第十二條の三、第七項の項に係る部分を除く。)、並びに同法第二十四條、第三十條の五十一、第三十六條の二、第四項、第三十七條第一項、第四十三條、第四十六條第二号及び第四十八條第一項の改正規定並びに第三條中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第六十六條第二項の改正規定及び同法第七十九條に一項を加える改正規定並びに附則第四條第一項、第二項、第五項から第七項まで、第十一項及び第十二項、第五十七條、第五十八條、第六十一條並びに第六十三條(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一號)第三十六條第二項の改正規定に限る。)、第三十六條第二項の改正規定に限る。した日

三から五まで 略
六 第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律目次の改正規定、同法第三条第四項の改正規定、同法第十七条第三項の改正規定(第一号に掲げる部分を除く。)、同法第十九條の改正規定、同法第三十七條第三項の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、同法第三十八條の改正規定、同法第二章第二節第二款中同條の次に二條を加える改正規定、同法第四十一條、第四十四條第一項、第四十五條、第五十一條(見出しを含む。)、第五十三條(見出しを含む。))及び第五十五條(見出しを含む。))の改正規定、同法第五十七條の見出しの改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、同條に二項を加える改正規定、同法第六十六條第一項の改正規定、同法第六十七條第一項の改正規定(同項に一項を加える部分に限る。))並びに同法第七十四條及び第七十八條第一項の改正規定並びに第四條中番号利用法第七條及び第六條の改正規定、番号利用法第十七條の改正規定(同條第一項中「その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受ける。、又は同條」を「前条」に改める部分に限る。)、並びに番号利用法第五十五條及び附則第三條の改正規定並びに附則第六條の規定。公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
七から九まで 略
十 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定(「第二号」に掲げる部分を除く。)、同法第八條、第九條、第十三條及び第十五條第二項の改正規定、同法第十七條の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、同法第十八條及び第十九條第四項の改正規定、同法第二十條の次に三條を加える改正規定、同法第二十一條の改正規定(第二号に掲げる部分を除く。)、同法第二十六條から第三十條までの改正規定、同法第三十條の六に一項を加える改正規定、同法第三十條の七に一項を加える改正規定、同法第三十條の八から第三十條の十まで、第三十條の十二、第三十條の十五、第三十條の十七、第三十條の十九、第三十條の二十一、第三十條の二十三、第三十條の二十五、第三十條の二十七、第三十條の二十九、第三十條の三十一、第三十條の三十三、第三十條の三十五、第三十條の三十七、第三十條の三十九、第四十一條から第四十三條の四十四までを削る改正規定、同法第四章の三を同法第四章の四と

し、同法第四章の二の次第一章を加える改正規定、同法第四十二條、第四十七條及び第五十一條の改正規定、同法別表第一の改正規定(「第三十條の三十」の下に「第三十條の四十四、第三十條の四十四の十一、第三十條の四十四の十二」を加える部分に限る。)、同法別表第二の改正規定(「第三十條の十」の下に「第三十條の四十四の三」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第三の改正規定(「第三十條の十一」の下に「第三十條の四十四の四」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第四の改正規定(「第三十條の十二」の下に「第三十條の四十四の五」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第五の改正規定(「第三十條の十五」の下に「第三十條の四十四の六」を加える部分に限る。))並びに同法別表第六の改正規定、第三條中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三條の見出しを削り、同條の前に見出しを付する改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第七條及び第八條の改正規定、同法第九條の改正規定(同條第四項を削る部分を除く。)、同法第十條、第十二條、第十三條、第十六條の二、第十六條の六、第十六條の七及び第十六條の十一の改正規定、同法第二十二條の見出しを削り、同條の前に見出しを付する改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第二十七條の改正規定、同法第二十八條の改正規定(同條第四項を削る部分を除く。)、同法第二十九條、第三十一條、第三十五條の二及び第三十五條の七の改正規定、同法第六十七條第一項の改正規定(第六号に掲げる部分を除く。)、同法第三項の改正規定並びに同法第七十一條の二の改正規定並びに第四條中番号利用法第二條第七項及び第十四條第二項の改正規定、番号利用法第十七條の改正規定(同号に掲げる部分を除く。))並びに番号利用法第十八條の二、第三項、第十九條第五号及び第四十八條の改正規定並びに附則第四條第三項、第九項及び

第十項、第五條、第六十五條、第六十九條並びに第七十條の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五條 第三條の規定による改正後の電子署名等

に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（次項において「新公的個人認証法」という。）第七條第二項の規定は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（以下この条において「公的個人認証法」という。）第三條第六項の規定により第十号施行日以後に発行される署名用電子証明書（同条第一項に規定する署名用電子証明書）をいう。以下この条において同じ。）について適用し、公的個人認証法第三條第六項の規定により第十号施行日前に発行される署名用電子証明書については、なお従前の例による。

2 新公的個人認証法第十二條（第二号に係る部分に限る。）の規定は、新公的個人認証法第三條の規定により第十号施行日以後に署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者（公的個人認証法第二條第四項に規定する署名利用者）をいう。以下この項において同じ。）に係る住民票の消除があつた場合については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定）

にあっては、当該規定。附則第九條第二項において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第九條

2 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十條の規定は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第五十七條 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五十八條 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七條第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二條第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七條第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二條第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五十九條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六十條 附則第十五條、第十六條、第五十一條及び前三條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和三年五月一九日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七條（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五條、第四十七條及び第五十五條（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八條第一項、第五十九條から第六十三條まで、第六十七條及び第七十一條から第七十三條までの規定 公布の日

二から六まで 略

七 第二十七條（住民基本台帳法第二十四條の改正規定及び同法第三十條の第十五第三項の改正規定に限る。）、第四十八條（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一條の二を同法第七十一條の三とし、同法第七十一條の次に一條を加える改正規定を除く。）、第四十九條及び第五十一條並びに附則第九條（第三項を除く。）、第十條、第十五條、第十八條（戸籍法第二百二十九條の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る。）、第二十二條、第二十五條、第二十六條、第二十八條、第二十九條（住民基本台帳法第三十條の十五第三項の改正規定に限る。）、第三十九條、第四十三條、第四十七條、第四十九條、第五十四條、第五十五條（「がん登録等の推進に関する法律第三十五條の改正規定（「（条例を含む）」を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七條、第六十六條及び第七十條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

八 略

九 附則第十七條及び第四十一條の規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を

改正する法律（令和元年法律第十六号） 附則第一條第十号に掲げる規定の施行の日

（罰則に関する経過措置）

第七十一條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定）にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第七十三條 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九條の規定 公布の日

附則（令和五年五月八日法律第一九号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和五年六月九日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三條第二項の改正規定及び同法第九條第二項の改正規定並びに第十三條の規定並びに附則第

十七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条の規定（第二号に掲げる改正規定を除く。）並びに第四条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第二項の改正規定、同法第三条の二第二項の改正規定、同法第七条の改正規定、同法第十二条第一号の改正規定、同法第十六条の二第二項の改正規定、同法第二十六条の六の改正規定、同法第二十二條第二項の改正規定、同法第二十二條の二第二項の改正規定及び同法第三十五条の二第二項の改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に公的個人認証法第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失っていない個人番号カード用署名用電子証明書（公的個人認証法第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書をいう。次項及び第三項において同じ。）又は公的個人認証法第十六条の二第一項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書の記録事項については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用を受ける個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けている署名利用者（公的個人認証法第二条第四項に規定する署名利用者をいう。次項において同じ。）についての第四条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の公的個人認証法第十二条（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる場合に該当するときは、同条第一号に規定する記載の修正（以下この項及び第四項において「住民票の記載の修正」という。）はなかつたものとみなす。

一 次条第一項若しくは第二項又は附則第七条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項若しくは第二項の規定による届出によって戸籍の記載がされ、住民票の記載の修正があつた場合

二 附則第九条第一項から第三項までの規定による戸籍の記載がされ、住民票の記載の修正があつた場合

三 附則第十条第一項から第四項まで（これらの規定を附則第十一条において準用する場合を含む。）又は附則第十二条第一項から第四項までの規定による届出によって戸籍の記載がされ、住民票の記載の修正があつた場合

3 前項の規定は、第四号施行日以後に発行される個人番号カード用署名用電子証明書で新住民基本台帳法第七条第一号の二に掲げる事項が記録されていないものの発行を受ける署名利用者について準用する。

4 前項において準用する第二項の規定により住民票の記載の修正がなかつたものとみなされる場合においては、公的個人認証法第十三条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等及び公的個人認証法第十六条の十一に規定する移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等は、ないものとする。

（政令への委任）

第二十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和六年六月二一日法律第五九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十一条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。